

令和 5 年 12 月 19 日
道路局 環境安全・防災課
道路交通安全対策室

直轄駐車場維持管理・運営事業の事業期間延長について

PFI 方式によって実施している直轄駐車場維持管理・運営事業について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和 2 年度から令和 4 年度において、当初想定した収入が大幅に減少したことから、事業協定に基づき国・事業者との協議の結果、令和 7 年 9 月までの事業期間を令和 9 年 3 月まで延長します。

直轄駐車場(全国 14 箇所)^{※1}においては、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用による効率的かつ効果的な維持管理・運営、駐車場利用者の利便性向上を図ることを目的として、平成 24 年 10 月より、民間事業者による直轄駐車場維持管理・運営事業(以下、「本事業」という)が実施されています。

本事業の事業期間は、令和 7 年 9 月までとしていましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、利用台数が減少したことに伴い、令和 2 年度から令和 4 年度の事業収入が、当初想定していた計画収入よりも大幅に減少したことから、事業者からの申入れを踏まえ、事業協定に基づき、国・事業者において協議した結果、事業期間を令和 9 年 3 月まで延長することとなりましたので、お知らせします。

※ 道路の地下空間等を活用し、国が整備した有料駐車場

<問い合わせ先>

国土交通省 道路局 環境安全・防災課 道路交通安全対策室 鈴木・佐瀬
代表 (03) 5253-8111 直通 (03) 5253-8907